

まとめ

協働についての特集を読まれ、皆さんはどう感じられましたか。

協働とは、若木のようなものではないかと思ひます。どんな枝が伸びていくのか。どんな花が咲くかわからない。だけど、その鮮やかな緑は、見る人たちを魅せてやまず、期待させてやみません。そして何より、みんなが面倒をみなければ、枯れてしまいます。

皆さんも、この協働という名の若木と一緒に育っていきませんか。

今回、3人に取材して感じたことは、3人の皆さんの地域に対する愛情があふれていることでした。「好きだから苦にならないよ」とは、内山さんのお言葉です。素敵なおまじぶくりの基本は、地域や人を好きになることなのだと思ひます。

南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員募集

市では、「南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員」を募集しています。

できる人が、できる分だけ、できるときに、とは、山口さんのお言葉ですが、その選択肢のひとつとして委員として協働する。そんなカタチも素敵ではないかと思ひます。

皆さんの応募をお待ちしております。

- 募集期間 6月13日(金)
- 募集人員 若干名
- 仕事の内容
 - ・南島原市協働のまちづくり推進基本指針策定業務
 - ・協働のまちづくりの推進に関する調査研究
 - ・協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること
- ▼応募先・問い合わせ

企画振興部企画振興課
☎050(3381)5030

市政懇談会

市は、速やかに踏切を解除するよう対処していただきたい。

回答 長崎県、島原市、島鉄、南島原市の担当部署で、島鉄南線廃止後の件について会議を持ちました。

3月31日に終電が通過後に警報機に目隠しをする。その後随時警報機は撤去することを確認しました。ルールについては、現状のままにしておくことでした。

ルールを外して舗装をすれば市道となるため、一時停車しなくてよいことになります。ただ、市内に101カ所の踏切があり、島鉄の所有地ですから、市の方に寄付をしてもらうような要望を出すよう協議しています。さらに、舗装工事の部分について、島鉄にも負担をしていただきたいとの要望を出しましたが、返答はいただけませんでした。

市内の踏切を見たときに、踏切部分がかなり盛り上がり、ところどころがかなり多いことから、そこから優先的に補修をしていきたいと考えています。経費的に負担が大きいのので島鉄と随時協議をしていきたいと考えています。

最後に今までとはまったく違う「協働のもうひとつのカタチ」をご紹介します。

「ふるさと応援寄附」。それは、「何もできないけれど、寄附ならできるよ」「そういう人の協働のカタチです。そしてそれはまた、「寄附はできないけれど、ふるさとが大好きな人を知っているよ」という人の協働のカタチでもあります。

山口さんの言葉を借りれば、「できることを、できるだけ、できる分だけ」。協働のカタチは違っても、そこにはまぎれもないふるさと南島原への愛がある。そう思ひます。

南島原市ふるさと応援寄附を紹介ください

お問い合わせ 企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030

支所でもOK!!



南島原市の出身者を含めた南島原市を思う方々のことを「南島原市民」の名称で、寄附のお願いをしています。

市民の皆さんからも盛り上げていただきますようお願いいたします。

ふるさと応援寄附はどんな人にもお願いしているの？

市では、「南島原市ふるさと応援寄附」を20年度から制度しました。

これは、ふるさとである南島原を思う人々に寄附金を募り、それを財源に寄附者の市への思いを具体化することを目的とした制度です。

ふるさとで生まれ、育ち、進学、就職を機会に都会で暮らす人が、自分を育んでくれた「ふるさと」を大切にしたい、そんな気持ちを表現していただける制度です。そういうお気持ちの方であればどんなでも結構です。

どんな用途に使われるの？

市民は、使途を次の6つのメニューから選択します。選択された用途に応じて利用されます。

- ①世界遺産登録に関する事業
- ②自然環境の保全および景観の維持、再生に関する事業
- ③子どもたちの健全育成に関する事業
- ④高齢者の生きがいづくりに関する事業
- ⑤文化・芸術のまちづくりに関する事業
- ⑥その他市民協働のまちづくりに資する事業

私たち市民にできることはありますか？

市民の皆さんに親戚・知人などを紹介いただいています。ひとりでも多く紹介いただくようお願いいたします。

税優遇があると聞いたが

寄附した額のうち5千円を超える分について個人住民税所得割の1割を上限に個人住民税から控除されます。

往復はがきが足りない

各総合支所市民課にも備えております。よろしくお願ひします。

わたしもふるさと応援寄附をします



南島原市 下田 義人さん (大阪市)

64歳を迎え、ふるさと「布津村新田」を出郷して、半世紀がたちました。

先日、制度の存在を知ってからは、幼少の頃のふるさとへの感謝の思いが日々募り、是非にと応じた次第です。これからは、ふるさとからの報告を楽しみに、また、寄附の額を増やせるよう、永く納めることができよう、仕事をがんばり、長生きしたいと思ひます。皆さんもがんばってください。

●あなたの親戚・知人をご紹介します

往復はがきの宛名にあなたの親戚・知人の郵便番号・住所氏名を記入してください。紹介者欄には、あなたの住所氏名等を記入してください。通信欄は自由にご使用ください。

●記入後は、各総合支所市民課へご持参ください。郵便料は市が負担します。

記入後は、お手数ですが、各総合支所市民課にご持参ください。郵便ポストへはそのまま投函できませんのでご注意ください。

南島原市ふるさと応援寄附 資料請求書

下記の欄に資料を添付してください。

南島原市以外に在住の親戚・知人等の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

氏名 (姓・名)

電 話

紹介者からの通信欄は、自由に使用されて結構です。何もなければ「市の取り組みをよろしくお願ひします」などご記入ください。

あなたの住所・氏名・郵便番号を記入してください。

様

踏切は一時停止が必要です!!

島鉄踏切の通行について

質問 島鉄南目線が廃止になりましたが、踏切では一時停車をしなければならぬのか。

回答 道路交差法においては、線路があり踏切の形状が残っていれば、列車が通る、通らないに関わらず、一時停車をしなければならぬことを警察署で確認しています。

しかし、現状では一時停車をする車とそのまま通過してしまう車が混在することが予想され、それに伴う事故等も懸念されることから、踏切通過時に十分注意をいただくようお願いしているところです。

自治会におきまして、踏切通過時の注意喚起についてご協力をお願いいたします。

質問 踏切の通過時、一時停止しなかった場合の罰則はあるのか。さらに、前車が一時停車をし、後続車が一時停車をせず、衝突した場合はどうなるのか。

回答 事故については道路交差法の取り扱いになると考えます。

質問 形状が残っていれば踏切との説明がありました。島鉄はいくつ踏切をはずすのですか。市は何らかの働きかけをすることが必要であると考えます。